

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
その翌日
が翌日
の翌日
の翌日)

目次

- ◇ 告 示 生活保護法による指定医療機関の休止
保険薬剤師の登録
土地改良事業計画の適否の決定
入会林野整備計画の認可
基本測量の実施
土地収用法による土地の立入り
土地収用法による事業の認定
県営住宅の家賃等の徴収事務の委託
- ◇ 教 委 告 示 教育委員会の招集
- ◇ 雑 報 地方職員共済組合の昭和五十四年度事業計画及び予算の要旨

告 示

鳥取県告示第五百四十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年六月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
馬 淵 医 院	西伯郡中山町上市二九	昭和五十四年六月一日

鳥取県告示第五百五十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十四年六月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
廣 谷 節 子	鳥薬第四〇二号	昭和五十四年六月十三日

鳥取県告示第五百五十一号

昭和五十四年五月三十一日付けで日南町から申請のあつた土地改良(下石見地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年六月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年六月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十二号

西伯郡西伯町大字掛相三四五番地掛相入会林野整備組合長大江美彦から申請のあつた掛相入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第

十一条第一項の規定に基づき、昭和五十四年六月二十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年六月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百五十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年六月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(五万分の一集成図「大山・蒜山」の調査)

二 作業期間

昭和五十四年七月十日から同年八月三十一日まで

三 作業地域

関金町、大栄町、東伯町及び赤碕町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町の全部並びに米子市、倉吉市、三朝町、北条町、西伯町、日南町、日野町、江府町及び溝口町の一部

鳥取県告示第五百五十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年六月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

電気事業法に基づく電気工作物(水力発電所)の設置

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡智頭町大字市瀬並びに用瀬町大字川中、大字樟原、大字金屋、大字宮原、大字安蔵及び大字古用瀬地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十四年六月二十六日から昭和五十五年六月二十五日まで

鳥取県告示第五百五十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十條の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六條第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年六月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

国府町

二 事業の種類

国府町林業研修センター建設事業

三 起業地

1 収用の部分

岩美郡国府町大字栃本字山ヶ鼻地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六條の二の規定による図面の縦覧場所

国府町役場

鳥取県告示第五百五十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八條第一項の規定に基づき、湖南第二団地、隼第二団地、中南団地、浜団地及び大野団地に係る県営住宅の家賃等の徴収事務をそれぞれ鳥取市、船岡町、八東町、羽合町及び北条町に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年六月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十四年六月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和五十四年六月二十八日(木)午後二時三十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 市町村教育委員会教育長の承認について
 - 2 その他

雑 報

地方職員共済組合定款第34条の規定に基づき、昭和54年度事業計画及び予算の要旨を公告する。

昭和54年6月26日

地方職員共済組合理事長 斎 藤 正 夫

昭和54年度事業計画及び予算の要旨

1 組合に属する地方公共団体の数

区 分	数
都 道 府 県	47
一 部 事 務 組 合	19
地 方 開 発 事 業 団	5
計	71

2 組合員数、被扶養者数及び給料(俸給)月額(年度末見込)

(単位:人::千円)

組合員の種別	一 般	知 事	短 期	船 員	任 意 職	職 員 団 体 組 員	計
組合員数	371,845	46	3	1,410	3,687	330	379,705
被扶養者数	622,300	70	8	3,429	4,071	761	632,344
同上組合員1人当り	—	—	—	—	—	—	1.66
給料(俸給)月額	73,030,747	17,480	1,140	285,124	584,517	55,145	300,742,274,453
同上組合員1人当り月額	—	—	—	—	—	—	196

3 組合職員の数(年度末見込)

経 理 単 位	業 務	保 健	医 療	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	197	48	149	1,558	51	113	268	2,384

4 短期経理、長期経理及び保健経理における負担金率及び掛金率 (4分率)

区 分	負 担 金 率			掛 金 率		
	短 期	長 期	保 健	短 期	長 期	保 健
一 般 組 合 員	45.25	65.0	1.6	45.25	47.0	1.6
知 事 組 合 員	45.25	78.0	1.6	45.25	56.5	1.6
短 期 組 合 員	45.25	—	1.6	45.25	—	1.6
船 員 一 般 組 合 員	68.25	65.0	1.6	38.25	47.0	1.6
船 員 継 続 組 合 員	45.25	65.0	1.6	45.25	47.0	1.6
任 意 継 続 組 合 員	—	—	—	90.5	—	—

5 経理別の概況

(1) 短期経理

本年度の収支状況は、当期利益金30億5,800万円の見込みである。

(2) 長期経理

年度末資産総額は、前年度より855億7,300万円増加し、7,852億4,500万円となる見込みである。

その構成割合は、預貯金、資金運用部に対する預託金及び有価証券(1号資産) 39.0% (3,067億8,000万円)、不動産又は組合の行う事業のうち不動産の取得を目的とする貸付金(2号資産) 12.5% (980億4,600万円)、不動産の取得以外の組合の行う事業に対する貸付金(3号資産) 48.5% (3,804億1,900万円)となる見込みである。

(3) 保健経理

保健事業として保健・疾病予防(人間ドック、成人病等健康診断、予防接種、医薬品配布等)に8億4,200万円、レクリエーション(施設経営、運動会、各種スポーツ大会、運動用品配布、教養文化、娯楽行事、クラブ活動助成、各種講習会、保養所等宿泊利用助成)に10億9,200万円、その他の事業(健康者表彰、永年勤続者表彰、長期療養者慰問等)に1億500万円、総額20億3,900万円の事業を行う予定である。

(4) 医療経理

24支部において実施しており、組合員のための医療施設として病院1、診療所22、結核病棟1を経営しており、患者収入等の収入総額は、13億7,800万円となる見込みである。

(5) 宿泊経理

宿泊所、保養所施設として経営するものは、年度内閉鎖するもの4施設であり、年度末において84施設となる予定であり、施設収入等の収入総額は、139億3,300万円となる見込みである。

(6) 貯金経理

15支部において実施しており、本年度末貯金総額は700億300万円、11万2,000件となる見込みである。

(7) 貸付経理

本年度末組合員貸付金総額は、3,842億2,200万円で、21万7,400件となる見込みであり、うち住宅貸付金は8,691億100万円で、16万7,400件である。

なお、貸付限度額の引上げ(住宅貸付600万円、住宅災害新規貸付600

万円住宅災害再貸付 700 万円) 及び組合員期間10年以上の者にかかる最低保障額の引上げ(住宅貸付350万円、住宅災害新規貸付350万円、住宅災害再貸付400万円)を図ることとした。

(8) 物資経理

10支部において実施しており、事業種目は物品販売、物資購入幹施、食堂及び理容等であり、商品売上等の収入総額は102億8,300万円となる見込である。

(9) 財形経理

20支部において実施を予定しており、本年度の財形住宅貸付金総額は、4億3,300万円を見込んでいる。

昭和54年度各経理単位別収支見込み状況

(単位：百万円)

区 分	短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物資	財形
(収 入)										
負担金・掛金	79,638	165,635	982	2,777						
施設収入・患者収入・商品売上				248	1,321	12,323			10,102	
他経理より繰入金			258		38	1,319	1	1	82	
利息・その他収入	395	42,150	78	952	19	291	4,788	20,579	99	18
前年度繰越支払準備金	11,562	82								
前年度繰越責任準備金		698,710								
計	91,595	906,577	1,318	3,977	1,378	13,933	4,789	20,580	10,283	18
(支 出)										
給付金	75,889	122,145								
役員給与			733	148	575	4,064	163	358	785	
薬品・医療材料・飲食材料費				4	478	3,068			306	
商品仕入						347			8,659	
支払利息					2	963	4,434	19,125	15	13
他経理へ繰入金		102		1,596						
その他の支出		80	620	2,322	284	5,374	84	1,097	499	5
次年度繰越支払準備金	12,648	69								
次年度繰越責任準備金		784,181								
計	88,537	906,577	1,353	4,070	1,339	13,816	4,681	20,580	10,264	18
差引当期利益金	3,058	0	△ 35	△ 93	39	117	108	0	19	0
年度末支払準備金	12,648	69								
年度末責任準備金		784,181								
年度末積立金	4,280		165	833	252	2,676	1,246		133	
年度末剰余金			204	720	234				331	